

令和6年7月25日からの大雨にかかる災害救助法の適用について【第1報】

1 災害の概要

令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県では次の1市1町に災害救助法の適用を決定しましたので、お知らせします。

災害救助法 適用市町村	適用月日	被害の状況等	備 考
【山形県】 酒田市 飽海郡遊佐町	7月25日	令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2 これまでに講じた措置

- ・避難所の設置 等

以上

【問合せ先】

山形県防災くらし安心部防災危機管理課
課長補佐（防災担当）木島
電話 023-630-2230
報道監 防災くらし安心部次長（兼）
危機管理広報監 小泉